

2020年3月23日

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する日本政府の取り組み
（検疫の強化：アメリカ合衆国）

1. アメリカ合衆国から日本への入国者は、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、日本国内において公共交通機関を使用しないこと要請されます。
2. この措置は、日本時間の3月26日午前0時以降（米国東部時間：3月25日午前11時以降）にアメリカ合衆国を出発し、日本に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施されます。
なお、この期間は更新されることもあります。
3. つきましては、アメリカ合衆国から日本に入国される際に検疫を要請されることになり、入国まで通常より時間がかかる事になりますこと、お知らせ致します。
4. 厚生労働省の以下のサイトでも案内しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

（了）